

鹿沼市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年12月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 谷中恵子

1 監査の対象及び期日

(1) 出先機関（監査期日：令和2年10月20日、11月2日）

ア 市民部

南摩コミュニティセンター、栗野コミュニティセンター

イ こども未来部

栗野保育園

ウ 教育委員会事務局

南摩小学校、上南摩小学校、栗野小学校、清洲第一小学校、清洲第二小学校、永野小学校、粕尾小学校、南摩中学校、栗野中学校

2 監査の範囲

公金収納における現金の取扱い及び学校徴収金等に係る事務等

3 監査の主な実施内容

監査にあたっては、公金収納における現金の取扱い及び学校徴収金等に係る事務に対する調査票の提出を求め、資料をあらかじめ検討するとともに、関係諸帳簿との照合・確認を行い、現金の収納・確認・保管体制等について、合規性及び安全性といった観点から監査を実施した。

4 監査の結果

公金収納における現金の取扱い及び学校徴収金等に係る事務の状況について監査し、全般的におおむね適正であると認められた。なお、事務上の軽微な事

項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

## 5 指摘事項及び意見

### (1) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

### (2) 意見

小中学校においては、インターネットバンキングの導入及び口座振替により、現金の取扱いが殆どなく、学校内に現金を保管しない仕組みが構築されており、キャッシュレス化による安全性の確保、事務の負担軽減等、業務改善が進んでいると感じられた。